

資料3－1

「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

万博来場者輸送バスドライバー向けの合同就職説明会を開催

- 人材確保の取組として、万博来場者輸送を担うバス運転士を対象とした合同就職説明会を開催。
- 万博期間のみの有期雇用バス運転士に対する閉幕後の就職支援と、万博の「レガシー」として近畿管内での継続的な就業を促すことを目的とし、近畿運輸局が主催者となり合同庁舎内で実施。
- 第1回を8月29日(金)、第2回を9月22日(月)、第3回を10月27日(月)に実施。近畿2府4県から合計で30程度のバス事業者がブースを設置し、のべ60名程度の運転士が参加して就職案内を受けた。
- 大阪労働局もブースを設置し、当日に求人・求職の対応を可能とするなど、関係機関とも連携。

開催概要

実施日：第1回 令和7年8月29日(金)
第2回 令和7年9月22日(月)
第3回 令和7年10月27日(月)

場所：大阪合同庁舎第4号館
主催：近畿運輸局
協力：大阪労働局、大阪府
近畿バス団体協議会



資料3-2

「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部旅客第二課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

ハイヤー事業者に対する指導について

- 訪日客を送迎する都市型ハイヤー事業者等が増加し、報道等で事業の名義貸しや成田・羽田空港における客引きなどの違法行為が報じられている。
- 近畿運輸局管内では、**都市型ハイヤー事業者等への新規許可申請の審査の過程で、従前から現地調査を行い実態を把握・法令遵守を徹底するよう指導のうえで許可**を行っており、名義貸しや客引きに関する個別具体的な情報は寄せられていないものの、関西国際空港内における、定められた乗り場以外での客待ち待機等の不適切行為について、継続的に情報が寄せられている。
- このような状況を踏まえ、**全国で初めて都市型ハイヤー事業者等に対象を絞った事業者講習会を開催**。
- 本省事務連絡「ハイヤー事業者に対する新規許可申請時における厳格な審査について」をふまえ、特に事業の名義貸し・運行管理者の虚偽選任などの違法行為が無いよう、新規許可申請時における指導を**強化**している。

講習会 概要

- Microsoft Teamsによるオンライン開催 初回：令和7年11月26日（水）
- 半年に1回程度、継続的に開催
- 講習終了後、資料等は近畿運輸局HPに掲載

講習内容

- 都市型ハイヤー事業者の法令違反等情報がある内容に特化
- 最近の法令改正等トピックス
- 都市型ハイヤーの条件
- 営業区域外、名義貸し
- 運賃料金、車体表示
- 関西国際空港等の乗り場ルール など

近畿運輸局管内都市型ハイヤー事業者等 岐核
一般乗用旅客自動車運送事業者 オンライン講習会
訪日客の送迎を目的とした都市型ハイヤー事業者等が急増している状況を踏まえ、
近畿運輸局では都市型ハイヤー事業者や主に運送の引受けを営業所において行う
(約)運送を行なうタクシー事業者向けに、安全運行を行なうために必要な法令遵守について、改めてご理解を深めて頂くことを目的として、事業者講習会を開催することにしました。
ご多忙中とは存じますが、是非、周りの方もお説いのうえ、ご参加ください。

開催日時・講習内容
日時 令和7年11月26日（水）14:00～15:30（終了時間は予定）
内容 ○最近のトピックス
○道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則等について
○一般乗用旅客自動車運送事業者への監査について等
※内容は予断なく変更する場合があります。

オンライン講習会 申込フォーム
<https://forms.office.com/r/v6Nj1v98HR>
※講習会に参加される場合は、開催日までに入力をお願いします。
QRコード

オンライン講習会のリンク（Microsoft Teamsを使用）
こちらをクリック
本講習会は、任意参加の講習会です。
講習会に参加される場合は、オンライン講習会申込フォームへの入力にご協力ください。
講習会当日は、上記「こちらをクリック！」を押してご参加ください。
互いの参加者名が見えますので、匿名で参加される場合には、Microsoft EdgeまたはGoogle Chromeのwebブラウザからログとして登録してください。
会員登録料金を負担するに至った場合は、参加できませんのであらかじめご了承ください。
会員登録料金を負担するに至った場合は、参加できませんのであらかじめご了承ください。
説明会終了後、以下のリンクから
アンケートへの回答をお願いします。
アンケートフォームのリンク：
<https://forms.cloud.microsoft.com/r/VG5s4lnjZY>

（その他）
新規事業者講習会を本受講の事業者は、こちらの受講もお願いします。
近畿運輸局HP：https://www.mlit.go.jp/kinki/info/jikou/0001_0184.html
国土交通省におけるMicrosoft365利用に係るプライバシーポリシー
https://www.mlit.go.jp/suporinsaku/gyoutoku/sosei_poushoku/r1_000048.html

（講習会チラシ）

資料3－3

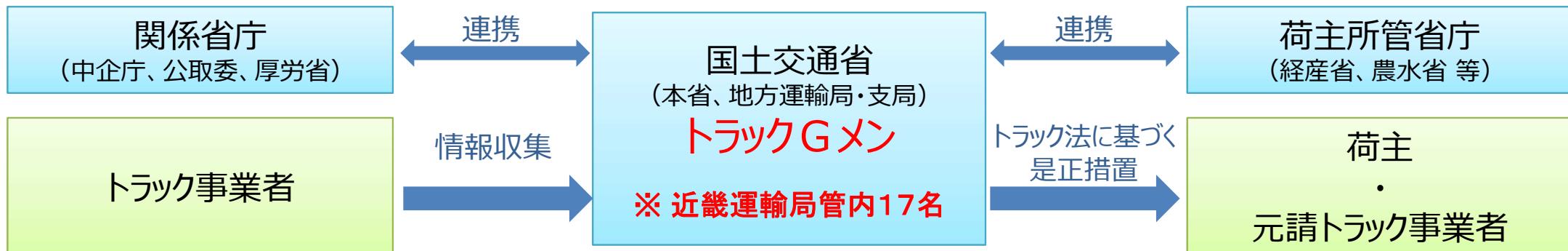
「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部貨物課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

「トラックGメン」の設置 および 監視体制の拡充

■令和5年7月 「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、全国162名体制の**トラックGメン**を設置



■令和6年11月 「トラック・物流Gメン」に改組し、「Gメン調査員」とも連携し、**総勢360名規模**に体制を拡充

概要

<トラックGメンの改組>

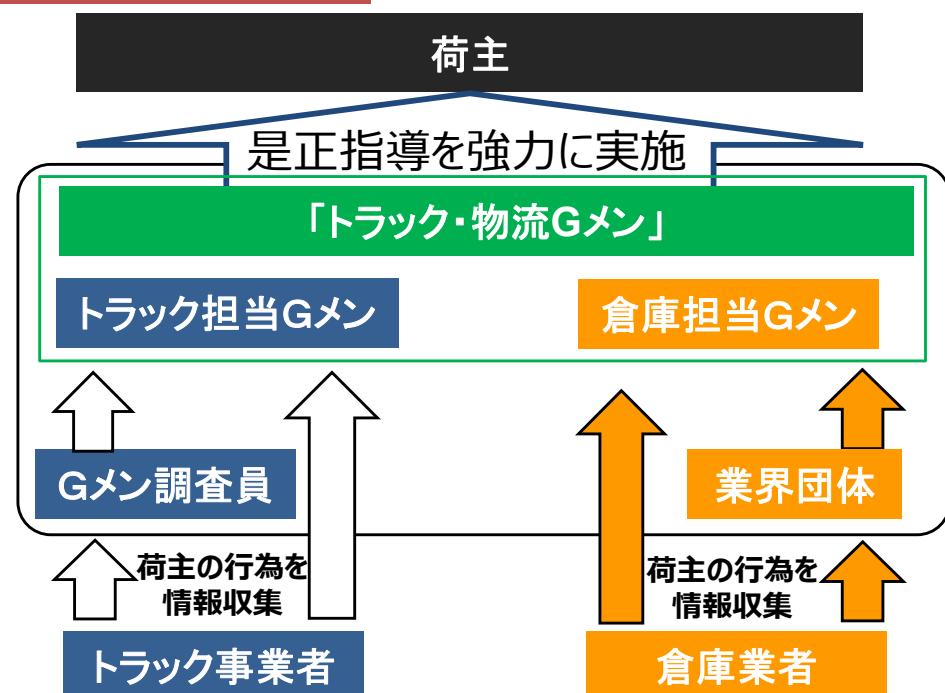
- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からも情報収集

<体制の拡充>

現行162名に、

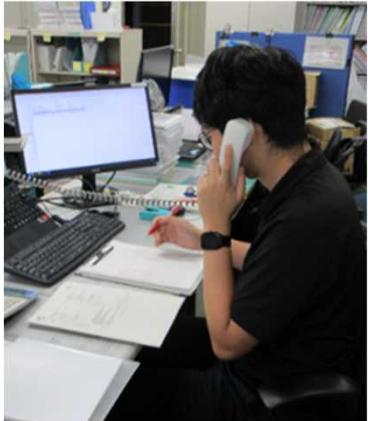
- ・国交省の物流担当職員（本省・各地方運輸局等）から29名（※ 近畿運輸局3名）
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設けるGメン調査員166名を追加し、**総勢360名規模**で対応

業務フローのイメージ



トラック事業者への情報収集

電話調査



トラック事業者へ電話をかけ、荷主との間で困りごとがないか、その中で荷主からの行為に違反原因行為に該当するものがないかなど聴取。



訪問調査

トラック事業者へ訪問し、荷主との関係や取引状況、特に違反原因行為に該当するものがあれば詳しく聞き取り。

トラック運転者への周知活動・ヒアリング



高速道路のSAやPA、トラックステーション等で、トラック運転者に 対して周知活動を実施。時間があれば、荷待ち状況などについてヒアリング。

荷主企業へのパトロール



荷主企業を訪問し、荷待ち状況などを調査。
荷主としてトラック事業者に配慮する必要性やトラックGメンの活動や働きかけについて説明。

他管轄の運輸局との連携



R7.3.17
近畿・中国局合同で
岡山・兵庫県2拠点同時
パトロールの実施。
地方局間での情報共有及び
管轄外の荷主企業等への
対応方法の調整で連携。

■ 全国の働きかけ等の累計実施件数 (R1.7～R7.9) ※速報値

- 勧告 : 4件 (荷主2、元請1、その他1)
- 要請 : 188件 (荷主100、元請82、その他6)
- 働きかけ : 1,800件 (荷主1268、元請468、その他64)

⇒ 計1,992件の法的措置を実施

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

さらに情報を得た場合

要請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

« 近畿運輸局での取組 »



NEWS RELEASE

国土交通省近畿運輸局

令和7年10月9日

「トラック・物流Gメン」による集中監視月間を実施します ～近畿運輸局管内における取組～

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応として、「トラック・物流Gメン」は、悪質な荷主・元請事業者等への監視を強化し持続可能な物流の確保に向けて取組を実施しております。

本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、全国において適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

この度、近畿運輸局管内で実施を予定している取組内容をお知らせいたします。

1. 荷主企業の本社に対する荷主パトロール
近畿運輸局管内に本社がある荷主等に対して、物流に関する現状や問題のヒアリング、違反原因行為の啓発活動等を行います。
本社に直接訪問し説明することで、各支店・工場を含め全社的に物流課題について取り組んで頂くよう周知します。
※公正取引委員会とも連携し、一部の訪問については合同で実施予定。

2. 公正取引委員会との合同荷主パトロール
公正取引委員会と荷主等を合同でパトロールすることにより、貨物自動車運送事業法及び中小受託取引適正化法の周知を行います。

3. 労働局との合同荷主パトロール
労働局と連携し荷主等へ合同でパトロールすることにより、長時間の荷待時間削減やトラック運送事業者の労働時間の改善に向けて荷主等へ要請を行います。

4. サービスエリアや道の駅でのトラックドライバーへの情報収集の強化
近畿管内のサービスエリアや道の駅において、トラックドライバーよりヒアリングを行い、運送業界の生の声を把握するとともに、違反原因行為を行っている疑いのある荷主等の情報を収集します。
※上記取組の一部については、日程が確定次第お知らせします。

【参考資料】
令和7年9月26日「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します。（国土交通省 物流・自動車局プレス）

〈配布先〉
青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ
陸運記者会（トラック）

〈問い合わせ先〉
担当者：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 山地・藤田
電話：06-6949-6447

資料3－4

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車監査指導部

近畿地域事業用自動車安全対策会議

目的

- 近年、ハイヤー事業者の急増に伴い、羽田空港や成田空港での「名義貸し」「違法な客引き」「違法駐車」などが複数のメディアに取り上げられ、社会問題となっている。
- 関西空港においてもハイヤーが一般車専用の駐車レーンで「違法な客引き行為」「違反駐車」を行っており、一般車の利用阻害や車線阻害により、交通の安全が損なわれている。
- これらの事業者は、輸送の安全の確保について安易に考え、点呼・指導教育が適切に実施されていないことが想定されるため、街頭監査を実施し、実態調査・啓発を行う。また、二種免許を保持しない者を乗務させている悪質な事業者に対して、後日、臨店監査を実施することを目的とする。

実施日時等

- 監査実施日時:令和7年10月3日(金)14:00～15:30
- 監査実施場所:関西空港第一ターミナル一般車乗車レーン
関西空港ポートターミナル
- 監査実施:近畿運輸局職員総勢23名(管理職含む)
- 大阪府警察本部及び関西空港警察署員6名
- 街頭監査実施協力:関西エアポート株式会社



街頭監査の実施状況・結果等

●監査実施結果

監査実施車両数:22台

●指摘事項等

監査指摘車両数:16台

●所見等

監査実施した運転者は全て二種免許を所持しており、客引き行為も確認されなかった。

●違反内容

自動車に関する表示義務違反

(道路運送法95条、同法施行規則65条)

乗務員証の携行違反

(旅客自動車運送事業運輸規則37条3項)

※10月3日の関西テレビ、読売テレビ、毎日放送の夕方ニュースで取り上げられた。



(警察官・監査官による街頭監査の状況)

目的

- 近年、ハイヤー事業者の急増に伴い、羽田空港や成田空港での「名義貸し」「違法な客引き」「違法駐車」などが複数のメディアに取り上げられ、社会問題となっている。
- 近畿管内の観光地周辺等においてもハイヤーの「違法駐車」が確認されており、車線阻害により、交通の安全が損なわれている。
- これらの事業者は、輸送の安全の確保について安易に考え、点呼・指導教育等が適切に実施されていないことが想定されるため、今般、京都府警と合同で京都市内の観光地周辺においてハイヤーに対する街頭監査を実施する。その結果、II種免許の未取得や法令違反(疑い)が確認された悪質な事業者に対して、後日、臨店監査を実施し、遵法精神を植え付けることを目的とする。

実施日時等

- 監査実施日時:令和7年10月10日(金)14:00~16:00
- 監査実施場所:四条通周辺・高台寺・知恩院
- 監査実施:近畿運輸局職員9名(管理職含む)
- 京都府警及び東山警察署17名



街頭監査の実施状況・結果等

●監査実施結果

監査実施車両数:9台

●指摘事項等

監査指摘車両数:5台

●所見

監査実施した運転者は全て二種免許を所持しており、客引き行為も確認されなかった。

●違反内容(疑いもふくむ)

自動車に関する表示義務違反

乗務員証の携行違反

営業区域外運行(疑い)

点呼未実施(疑い)



(警察官・監査官による街頭監査の状況)

※関西テレビは都市型ハイヤー街頭監査の件で特集を組むとのこと。

目的

- 軽井沢スキーバス事故を受け、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が立てられ、平成28年11月に監査方針が改正された。

多数の観光客が集まる観光地において貸切バスの安全対策の実施状況を確認するため、監査方針に基づく街頭監査を実施し、運転者の健康状態、指示書の内容、点呼や交替運転者の配置基準の遵守状況等、輸送の安全確保の状況について確認する。

実施日時等

● 監査実施日時

令和7年6月24日（火）10:00～12:00

● 監査実施場所：舞洲P&Rバス駐車場
(大阪府大阪市此花区北港緑地2丁目)

● 監査総責任者：田辺自動車監査指導部長

● 監査総括監督者：本田大阪運輸支局長

● 監査実施者：自動車監査指導部

大阪運輸支局

京都運輸支局

奈良運輸支局

神戸運輸監理部兵庫陸運部 計20名

街頭監査の実施状況・結果等

● 監査実施結果

監査実施車両数：83台

● 指摘事項等

無し

● 所見等

- ✓ 監査について、法令違反等は確認されなかった。
- ✓ 監査で確認した貸切バスの大半は、学校の遠足利用であった。
- ✓ 他府県からの利用も多く、三重県内の高校について、全学年が社会見学で万博会場を訪問した際、貸切バスを利用。



（本田大阪運輸支局長 挨拶）



（万博P&Rバス駐車場の状況）



（監査官による街頭監査の状況）

日本郵便(株) 不適切点呼

○経緯

- ・近畿支社管内の郵便局において、法令で定められた点呼業務を実施しないまま配達業務を行った事案を2025年1月下旬に確認
- ・当該事案を受けて近畿支社管内の同規模の集配郵便局の点呼業務執行状況を確認したところ、調査期間中、1回でも何らかの不備があった郵便局を複数確認
- ・近畿管内のみではなく全国に対し調査拡大、調査結果を受けて不備があった郵便局に対し立入検査を実施

○一般貨物自動車運送事業

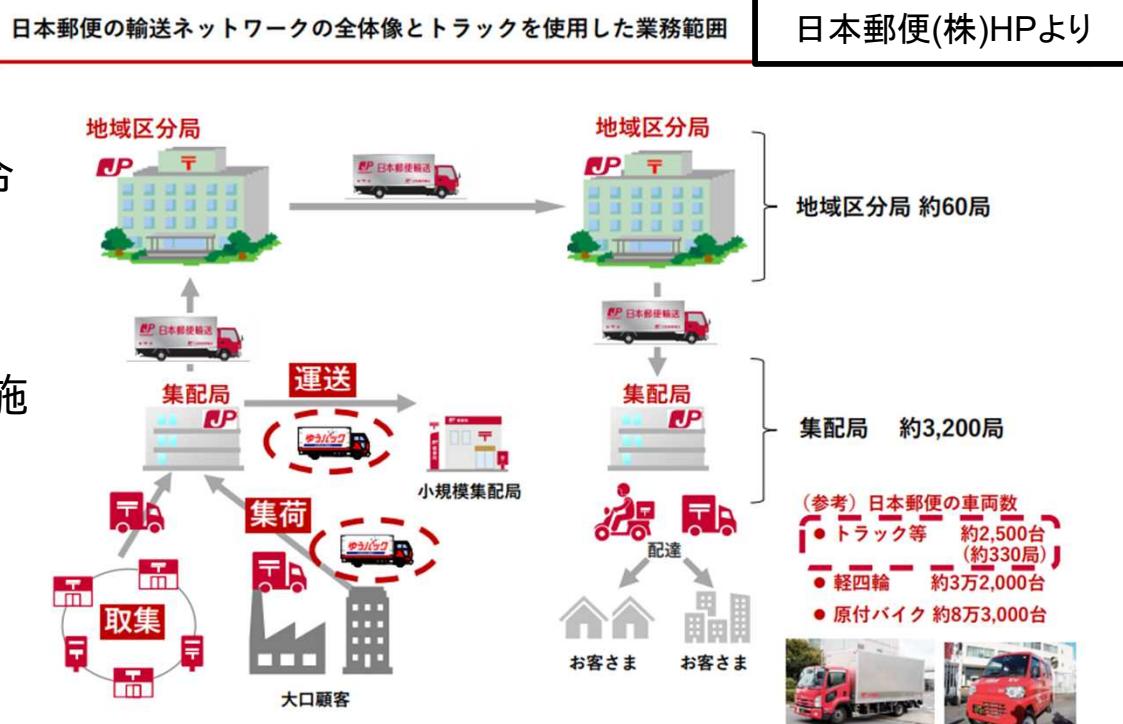
令和7年5月 9日:一般貨物の立入検査を実施
以降5月末までに管内営業所に対し順次実施

令和7年6月25日:一般貨物の事業許可の取消
運行管理者資格者証の返納命令
輸送の安全確保命令

○貨物軽自動車運送事業

令和7年 6月~:順次各支局等において検査を実施

令和7年10月~:各支局等において行政処分





集団指導講習会の開催

令和6年度も、関係団体の協力のもと、集団指導講習会を6回開催（参加延べ138事業者）し、「事業用自動車総合安全プラン2025」等に関して、周知・指導を行いました。

6年度 内訳	バ ス	タクシー	トラック	延べ事業者数
局	—	—	—	—
大阪	1回 32事業者	—	—	32事業者
京都	—	—	3回 74事業者	74事業者
兵庫	1回 18事業者	—	—	18事業者
奈良	1回 14事業者	—	—	14事業者
滋賀	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—
計	3回 64事業者		3回 74事業者	6回 138事業者

5年度	20回	426事業者
4年度	15回	245事業者
3年度	6回	153事業者



運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化(令和6年度取組実績)

1. 運輸安全マネジメント評価の実施状況

(1) 乗合バス事業者	1社	(本省1、近畿運輸局0)
(2) タクシー事業者	0社	(本省0、近畿運輸局0)
(3) トラック事業者	10社	(本省2、近畿運輸局8)
(4) 貸切バス事業者		
一定規模(50両以上)の事業者の通常評価	1社	(本省0、近畿運輸局1)
新規許可を受けた中小規模事業者向け(50両未満)	7社	(本省0、近畿運輸局0、運輸支局等7)

〔運輸安全マネジメント評価における助言事項例〕

○事業者の自然災害対応への取組

- 「防災の基本方針」を策定し、例えば、防災教育や訓練の機会などを活用した周知等により、発災時に判断に迷う場面に遭遇した場合の拠り所となり得るよう、全社員へ理解・浸透させること
- 平時からの実践的な訓練参加、他事例の学び等を踏まえ、経営トップは、年1回はマネジメントレビューの場を活用して、取組状況を確認されるとともに、現行の施策や手順の見直し・改善のため、自然災害対応におけるP D C Aサイクルを機能させること

○その他

【事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用】

- 事故情報の収集・活用について、原因分析にあたって、「なぜなぜ分析」「4M4E分析」等によって事故の背後にある要因を深堀りし、その要因に対してそれぞれ対策を講じることで多角的に再発防止策を策定する等、事故分析手法についての仕組みを構築すること

【マネジメントレビューと継続的改善】

- 安全重点施策の進捗状況及び達成状況を振り返るとともに、自社が最も課題・リスクと認識している「軽微な事故もゼロ」及び「安全行動の実施」についても取組を総括し、次年度の安全重点施策に反映させるなど、マネジメントレビューにおける取組を安全管理体制の計画に結びつけられること

2. 運輸安全マネジメント制度の普及・啓発に関する取組

事業者の安全管理体制の構築・改善及び災害対応力の向上を促進する観点から、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発のためのセミナー・シンポジウムを開催

(1) 運輸安全マネジメントセミナー	128名	(延べ)
(2) 運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップ(上期)	80名	
	(下期)	112名



2. 法令違反事業者等に対するコンプライアンスの徹底

令和6年度自動車運送事業者に対する監査及び処分状況

1. 監査等の実施状況

監査種別 事業種別	監 査				合計 (監査・指導)
	特別監査	一般監査	街頭監査 (台数)	小計	
	(臨店)	(呼出)			
バス	0	91	65	317	473
タクシー	0	61	44	3	108
トラック	4	122	136	0	262
計	4	274	245	320	843

監査種別 事業種別	呼出指導	合計 (監査・指導)
バス	61	534
タクシー	39	147
トラック	309	571
計	409	1,252

2. 監査の主な端緒別件数(呼出指導を除く)

端緒	バス	タクシー	トラック	合計
死亡事故(第1当)	0	7	15	22
悪質違反 (酒気帯び・無免許・救護義務違反等)	2	3	28	33
関係機関からの通報	2	2	36	40
労基通報	1	0	18	19
最高速度違反	0	0	3	3
駐停車違反	0	0	0	0
その他	1	2	15	18
法令違反の疑い	20	4	13	37
適正化機関からの情報	3	0	8	11
利用者等からの情報	1	1	2	4
その他	16	3	3	22
巡回指導拒否	1	0	4	5
新規許可・事業規模拡大	1	13	0	14
長期監査未実施	1	8	0	9
フォローアップ	59	44	122	225
街頭監査	317	3	0	320
その他	70	24	44	138
合 計	473	108	262	843

※1 平成20年度から実施している各府県の労働局との合同監査については、令和6年度においても、貸切バス4件・トラック15件の計19件実施した。

※2 管内の各所（大阪城公園、USJ、嵐山、ハーバーランド、法隆寺、琵琶湖博物館、那智山等）にて27回、貸切バス車両を対象にした街頭監査を実施した。
また、タクシーにあっては、大阪駅周辺にて1回実施した。



3. 行政処分等の実施状況

事業種別	処分等件数	処分の内容		
	処分延日車数	許可取消	事業停止	車両の使用停止
バス	処分等件数	0	0	17
	処分延日車数	—	0	935
タクシー	処分等件数	0	0	21
	処分延日車数	—	0	681
トラック	処分等件数	0	1	92
	処分延日車数	—		3,868
計	処分等件数	0	1	130
	処分延日車数	—		5,484

警告
43
—
22
—
28
—
93
—

4. 行政処分等にかかる主な違反内容

違反内容	バス	タクシー	トラック	合計
事業計画等	32	7	32	71
事業計画・掲示等	17	7	32	56
名義貸し	0	0	0	0
運送引受書	15	0	0	15
雇用関係	0	0	0	0
過労防止等	61	53	355	469
乗務時間等	9	6	52	67
健康管理	3	4	28	35
点呼	30	27	121	178
乗務記録等	13	11	85	109
運行指示書	4	0	23	27
乗務員台帳	2	5	46	53
教育等	27	43	75	145
指導教育	23	36	52	111
適性診断	4	7	23	34
警察通報	0	0	8	8
最高速度違反	0	0	1	1
駐停車違反等	0	0	7	7
過積載違反	0	0	0	0
運行管理者(届出・講習等)	4	5	23	32
点検等	17	13	47	77
点検整備関係	12	7	31	50
整備管理者(届出・研修)	5	6	16	27
その他	1	3	1	5
合 計	142	124	541	807

●一つの処分等に関し、複数の違反内容があるため、処分等の件数と違反内容の件数は一致しない。

5. 飲酒運転(道交法に基づく通報)にかかる監査及び処分件数

事業別	通報件数	監査実績件数	行政処分件数
バス	0	0	0
タクシー	0	0	0
トラック	11	11	7
合 計	11	11	7

資料3－5

「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部技術課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

近畿運輸局では、道路運送車両の保安基準に不適合となる不正改造車の撲滅のため、警察・自動車技術総合機構等と連携し、公道で街頭検査を実施しています。特に6月を「不正改造車排除運動」強化月間として集中的に取り組んでいます。

令和6年度は不正改造車へ117件の整備命令を発令しました。

実施回数	427回
検査台数	19,579台
延べ出動員数	2,139名
整備命令発令件数	117台
無車検車発見台数	3台
整備不良	50件
不正改造	329件

主な不正改造：
騒音の増大を招くマフラーの装着
タイヤの車体外へのみ出し
窓ガラスの着色フィルム貼付
不適合なランプの取付 等



NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省



問い合わせ先
(所属) 自動車技術安全部
(担当) 技術課 吉田 廣瀬
(技術課) 06-6949-6452

令和7年5月30日

不正改造は犯罪です。

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

近畿運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、6月1日（日）から30日（月）の1ヶ月間、自動車関係団体等と連携し、下記のとおり運動を展開します。

記

実施の目的

- 安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、不正改造を認識していただき不正改造を「しない」・「させない」社会環境を構築する。
- 違法であるとの認識のないままに不正改造を行うユーザーや、車検時には基準に適合していても、車検後に不適合部品の取付けや装備義務のある部品を取外す不正改造を行う施工事業者に、不正改造は犯罪になることを認識してもらう。

よくある不正改造の事例

気が付かず基準不適合となる改造があります。取付け・変更した自動車部品が不適合とならないか注意してください。

- ① タイヤ及びホイール等（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ② 不適切な灯火器及び回転灯の取り付け、装着義務のある灯火器の取り外し
- ③ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し、基準不適合マフラーの装着
- ④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付、装飾板の装着
- ⑤ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し
- ⑥ 直前直左鏡（カメラ）及びモニターの取り外し
- ⑦ 基準外ウイング・スポイラーの取り付け
- ⑧ ダンプ車荷台のさし枠の取付け、
突入防止装置（リヤバンパー）の取り外し
- ⑨ シートベルト警報装置を解除する用品の取付け
- ⑩ 不正な二次架装



（マフラーが取り外されているもの）

その他啓発活動等

不正改造防止を目的としたポスター・チラシを、警察や公共交通機関等に配布し本運動の啓発に努めます。また、国道や競艇場等の電光掲示板等による広報協力をを行い、不正改造車の排除を積極的にユーザー等に呼びかけます。



相談窓口の設置

近畿運輸局及び各運輸支局等では不正改造に関する相談窓口を設置しています。また、不正改造が疑われる車両情報には、使用者に対して自主点検を案内するハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除を推進します。

<p>【相談窓口・連絡先一覧】</p> <p>近畿運輸局 HP 不正改造車情報提供窓口（24 時間受付）</p> <p>https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html</p> <p>自動車の基準に関する相談・不正改造情報窓口</p> <p>自動車技術安全部技術課 TEL 06-6949-6452</p> <p>ディーゼル車の排気ガス(NOx・PM法)、黒煙に関する相談・情報受付</p> <p>自動車技術安全部保安・環境課 TEL 06-6949-6454</p> <p>ナンバーを所管する運輸支局</p> <p>大阪運輸支局整備部門 TEL 072-822-4374</p> <p>京都運輸支局整備部門 TEL 075-681-9764</p> <p>奈良運輸支局整備部門 TEL 0743-59-2153</p> <p>滋賀運輸支局整備部門 TEL 077-585-7252</p> <p>和歌山運輸支局整備部門 TEL 073-422-2153</p> <p>兵庫陸運部整備部門 TEL 078-453-1103</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>不正改造車通報</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> Q   </div>
---	---

配付先：青灯クラブ/近畿電鉄記者クラブ/陸運記者会

資料3－6

「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

令和7年8月29日

問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部整備課

(担当) 福永・河田

(電話) 06-6949-6453



忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 ～点検整備やらないと～



てんけんくん

つなぎちゃん

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じます。不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しいドライブを実現するためには、自動車ユーザーひとりひとりの、点検・整備への意識向上が欠かせません。

近畿運輸局では、特に9月・10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として、自動車ユーザーへの啓発を重点的に行います。

【近畿地区の取り組み】

近畿運輸局各支局は、近畿地区自動車整備連絡協議会と協力し、道の駅や観光地、大型ショッピングモールなどを「点検・整備推進Car」で巡ります。各地では自動車ユーザーへ啓発グッズ等を配布し、点検整備の重要性を啓発することとしています。各府県の活動予定は別紙のとおりです。



昨年の点検・整備推進Carでの活動の様子

点検・整備推進Carの活動状況の様子は、X（旧Twitter）「近畿運輸局自動車整備」で隨時お知らせします。

Xアカウント：@kinki_unyukyoku

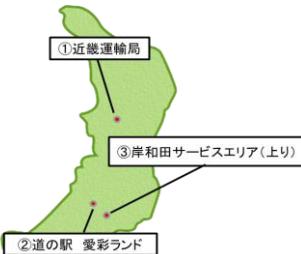
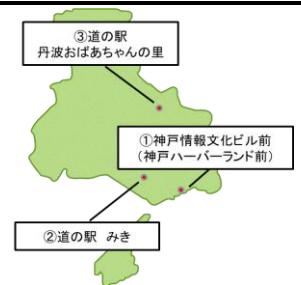
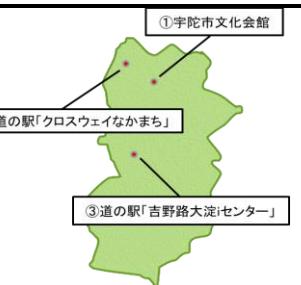
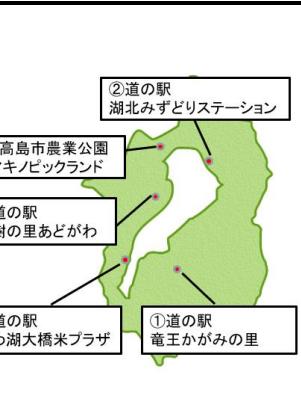
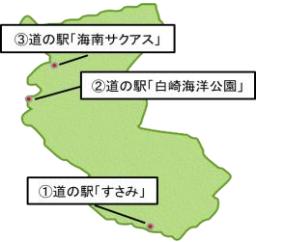
※この他の取り組みは令和7年度自動車点検整備推進運動強化月間実施細目のとおりです。

配付先：青灯クラブ/陸運記者会

令和7年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定 (①)

(参考資料)

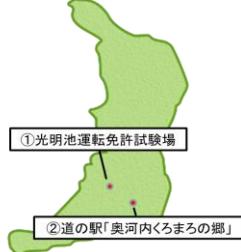
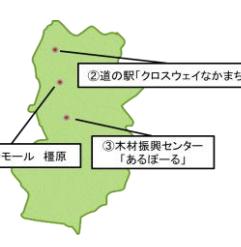
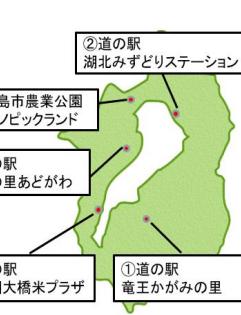
啓発活動は30分～1時間を予定しており、交通の状況により開始時間が変わることがあります。

大阪府		①近畿運輸局 出発式	R7.9.2	11:10～			
		大阪市中央区大手前4丁目1番76号	(火)				
		②道の駅「愛彩ランド」	R7.9.2	13:30～			
		大阪府岸和田市岸の丘町3-6-18	(火)				
京都府		③岸和田サービスエリア(上り)	R7.9.2	14:45～			
		大阪府岸和田市内畠町2859	(火)				
京都府		道の駅「舟屋の里伊根」	R7.9.27	10:30～			
		京都府与謝郡伊根町字亀島459	(土)				
		②道の駅 丹後王国「食のみやこ」	R7.9.27	13:30～			
		京都府京丹後市弥栄町鳥取123	(土)				
兵庫県		①神戸情報文化ビル前	R7.9.30	9:30～	神戸ハーバーランド前		
		兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	(火)				
		②道の駅「みき」	R7.9.30	11:30～			
		兵庫県三木市福井2426	(火)				
奈良県		③道の駅「丹波おばあちゃんの里」	R7.9.30	14:00～			
		兵庫県丹波市春日町七日市 710	(火)				
		①宇陀市文化会館	R7.9.6	13:00～			
		奈良県宇陀市大宇陀拾生871	(土)				
奈良県		②道の駅「クロスウェイなかまち」	R7.9.17	10:00～			
		奈良県奈良市中町4694-1	(水)				
		③道の駅「吉野路大淀iセンター」	R7.9.17	13:00～			
		奈良県吉野郡大淀町芦原536-1	(水)				
滋賀県		①道の駅「竜王かがみの里」	R7.9.19	9:30～			
		滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231-2	(金)				
		②道の駅「湖北みずどりステーション」	R7.9.19	11:10～			
		滋賀県長浜市湖北町今西1731-1	(金)				
		③高島市農業公園マキノピックランド	R7.9.19	13:25～			
滋賀県		滋賀県高島市マキノ町寺久保835-1	(金)				
		④道の駅「藤樹の里あどがわ」	R7.9.19	14:20～			
		滋賀県高島市安曇川町青柳1162-1	(金)				
		⑤道の駅「びわ湖大橋米プラザ」	R7.9.19	15:30～			
		滋賀県大津市今堅田3-1-1	(金)				
和歌山县		①道の駅「すさみ」	R7.9.4	10:40～			
		和歌山县西牟婁郡すみ町江住808-1	(木)				
		②道の駅「白崎海洋公園」	R7.9.4	13:40～			
		和歌山县日高郡由良町大引960-1	(木)				
		③道の駅「海南サクアス」	R7.9.4	15:20～			
		和歌山县海南市下津町小南51-1	(木)				

令和7年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定 (②)

(参考資料)

啓発活動は30分～1時間をお予定しており、交通の状況により開始時間が変わる可能性があります。

大阪府		光明池運転免許試験場	R7.10.15	10:30～		
		大阪府和泉市伏屋町5丁目13-1	(水)			
		道の駅「奥河内くろまろの郷」	R7.10.15	13:30～		
京都府		道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」	R7.10.22	10:30～		
		京都府相楽郡南山城村北大河原殿田102	(水)			
		道の駅「お茶の京都みなみやましろ」				
兵庫県		神戸情報文化ビル前	R7.10.1	9:30～	神戸ハーバーランド前	
		兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	(水)			
		道の駅「みき」	R7.10.1	11:30～		
奈良県		兵庫県三木市福井2426	(水)			
		道の駅「東浦バスターミナル」	R7.10.1		14:00～	
		兵庫県淡路市浦648	(水)			
滋賀県		イオンモール 横原	調整中	10:00～ 12:00		
		奈良県橿原市曲川町7丁目20-1				
		道の駅「クロスウェイなかまち」	調整中	11:00～ 15:00		
和歌山县		奈良県奈良市中町4694-1				
		木材振興センター あるばーる	R7.10.26	10:00～ 15:00		
		奈良県桜井市粟殿355	(日)			

自動車点検整備推進運動

クルマの点検

点検整備
やらないと

いつもの暮らしに
忘れない、

安全と環境保全には、点検・整備が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこち

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 全国家用自動車協会
一般社団法人 日本自動車工業会連合会 公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 公益社団法人 全日本トック協会
一般社団法人 全国自動車輸入組合 公益社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国中古自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
一般社団法人 日本自動車連盟 (順不同) 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 全国自動車検査登録情報協会
一般財団法人 自動車検査登録情報協会
一般財団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
一般社団法人 全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会
全国自動車部品卸商協同組合
全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 日本電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

令和7年10月1日
 物流・自動車局
 自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

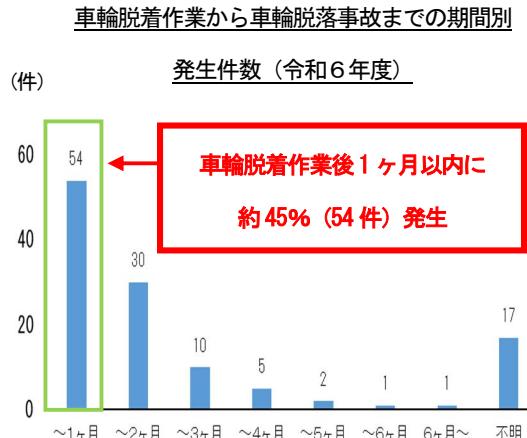
大型車の冬用タイヤへの交換時に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413)

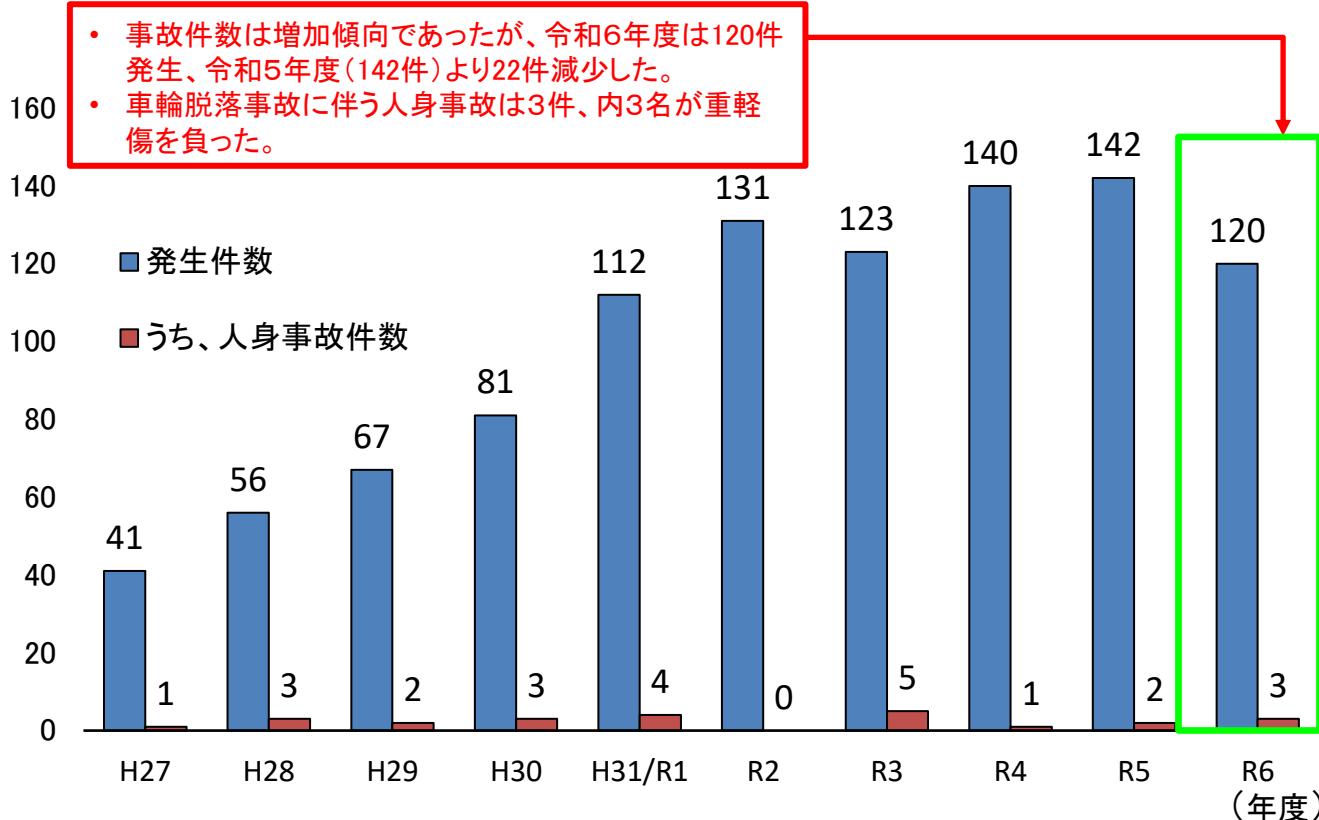
直通:03-5253-8599

車輪脱落事故発生状況

別紙1

(件)

年度別の大規模車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損
又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

(件)

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

n=120

120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中

40

30

20

10

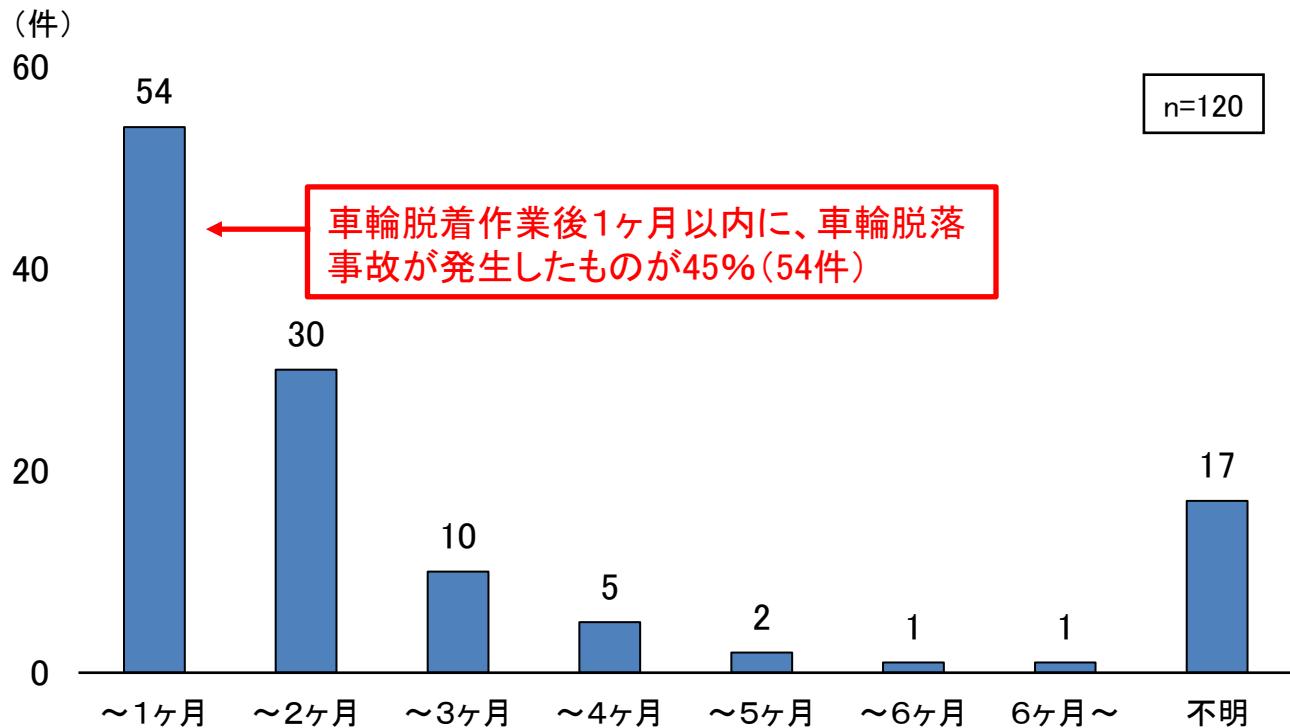
0

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

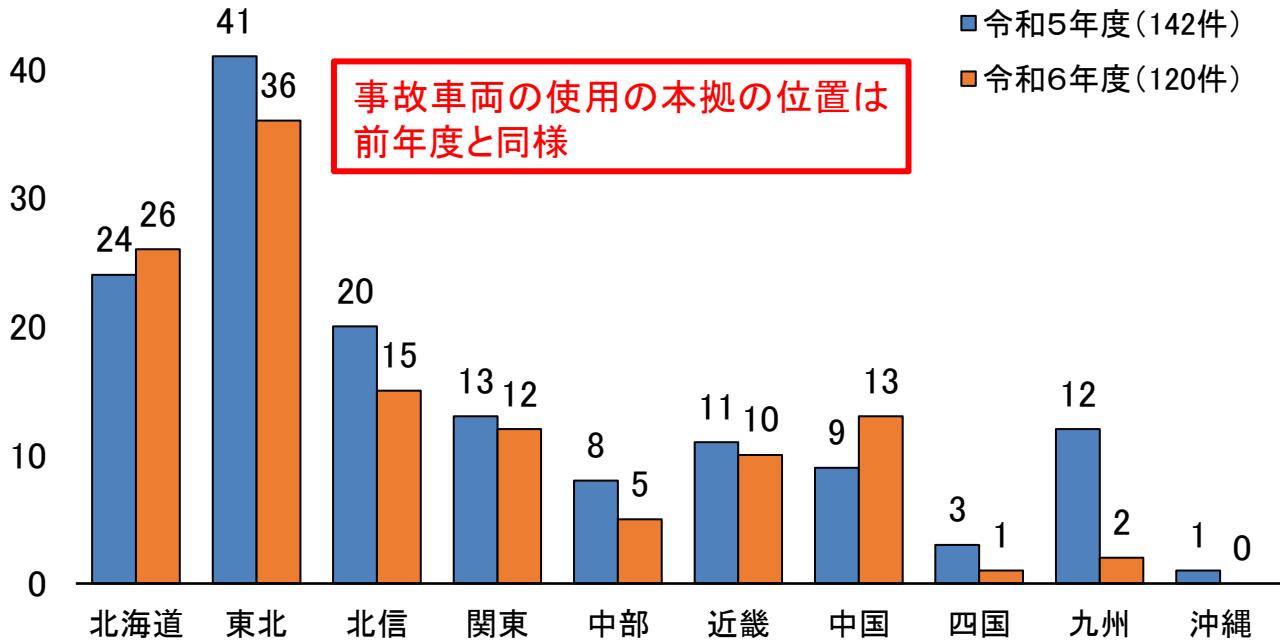
車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



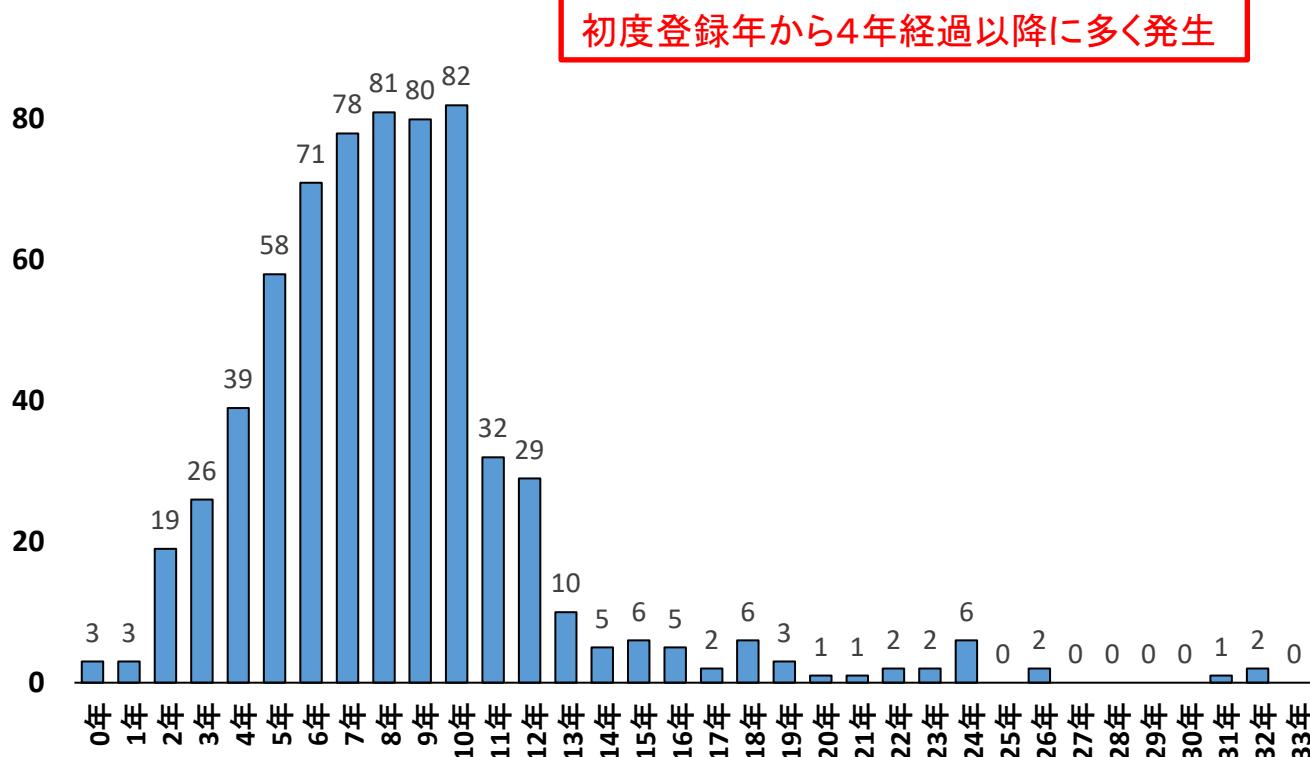
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)

(件)

100

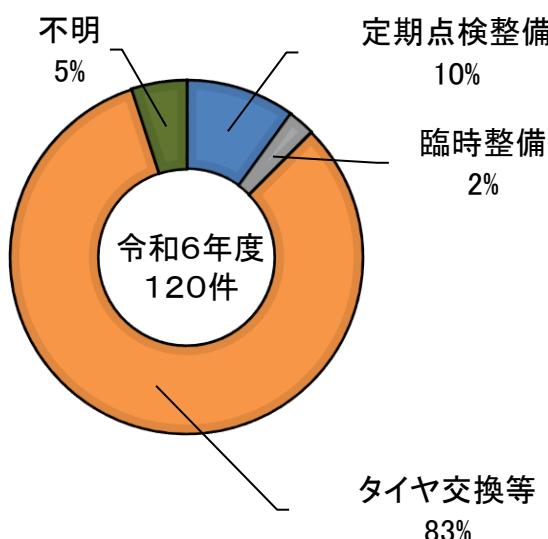


初度登録年から4年経過以降に多く発生

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

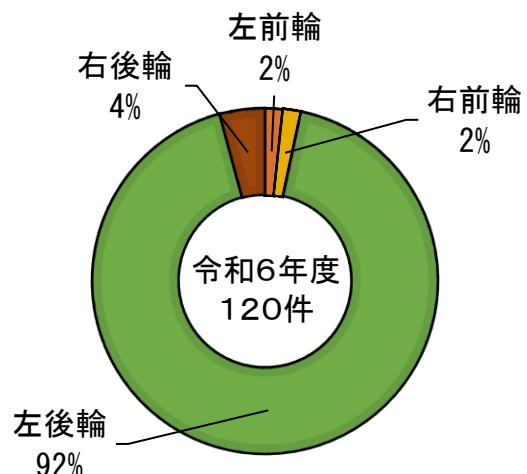
冬用タイヤなどタイヤ交換等が大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

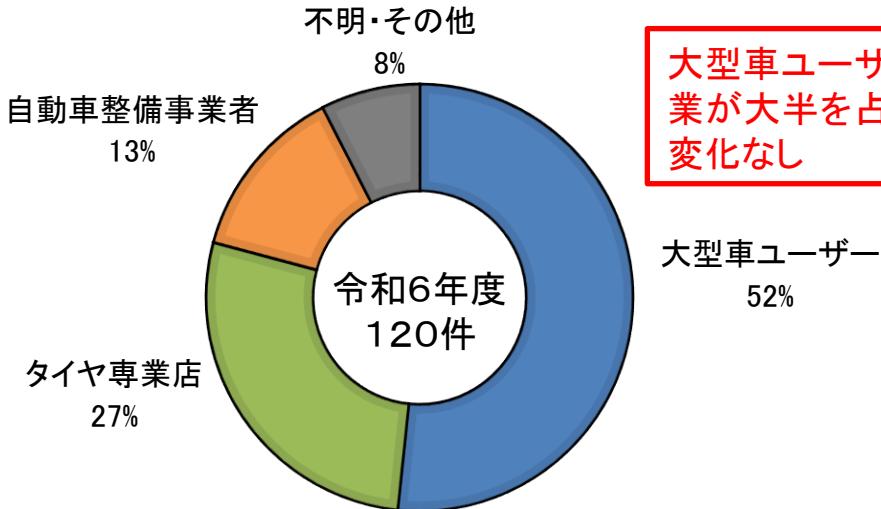
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 タイヤ脱着作業時における不備(令和6年度)

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施(不適切)の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専業店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故

ダメだよ

メンテしなくても
大丈夫です!!
がんばります!!



お

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。

おとさぬ
ための
点検整備

と



トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



よ

さびたナットは
清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。



よ
な

いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心とし、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

い



ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

©くまみね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備基準協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査・分析検討会 日本自動車工業会 (いすゞ自動車、日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、UDトラックス)
全国トラック協会 日本バス協会 全国商用自動車協会 日本自動車整備技術者協会会員会 日本自動車修理販賣業者協会会員会 全国タイヤ商工店連絡協会会員会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商工会議所連合会 日本自動車車両作工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具業会 日本自動車後援器具工業会 自動車用品小売業者協会 日本自動車車両整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参考の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。

※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



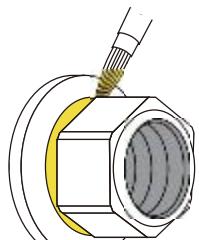
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

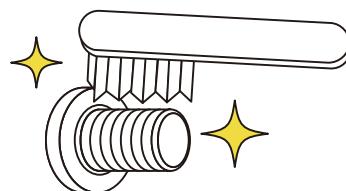
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れない!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新・ISO方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意!

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!



ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。



【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



詳しくは、
こちらから!



一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

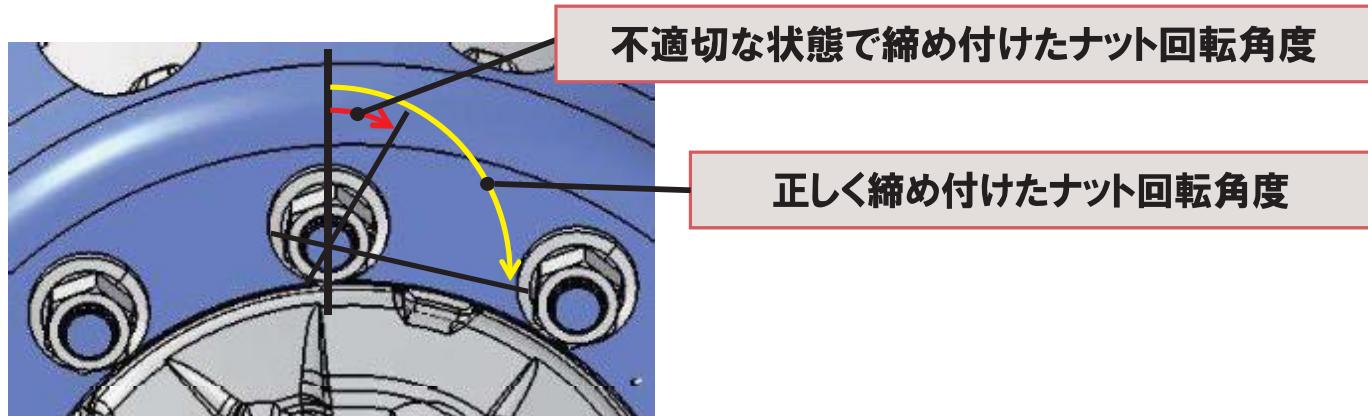
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

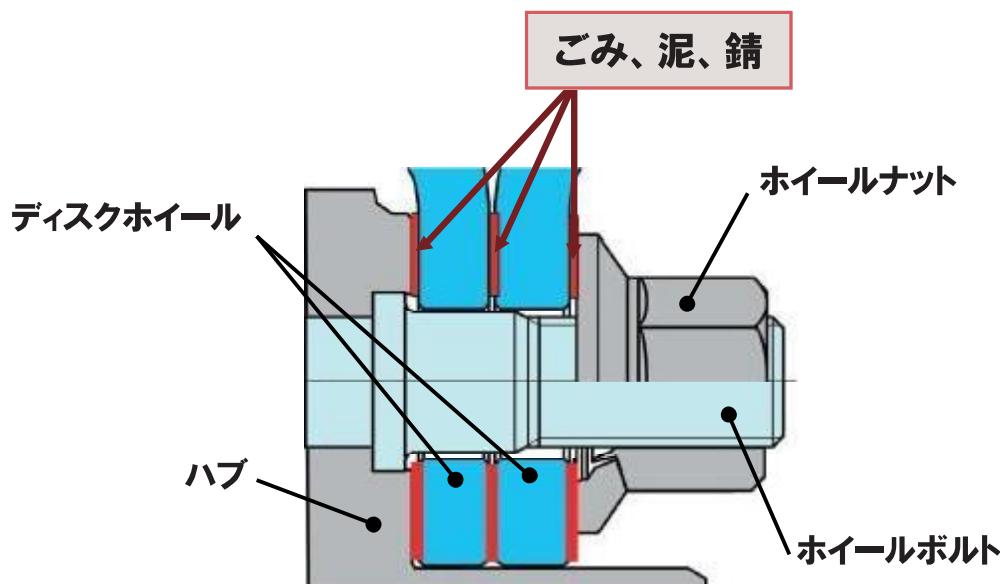
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がとても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

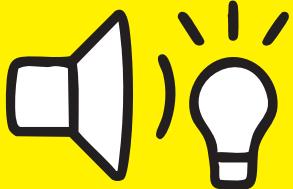
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません



簡単脱着

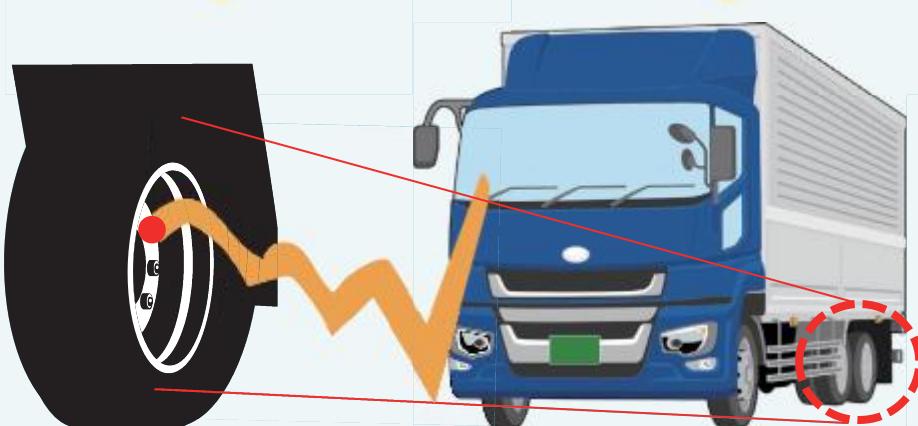
簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

Step-1

Step-2

Step-3



①車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

②電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

③ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク

配送遅延、事故報道

資金リスク

運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。

取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISOホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください。）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限ります。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありません（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



○大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、特に例年10月以降の
冬用タイヤ交換期において車輪脱落事故が多発している

○そうした状況を鑑み、国土交通省は関係団体と連携し、大型車の車輪脱落事故防止
キャンペーン（令和6年10月～令和7年2月末日）を実施。

近畿運輸局における取り組みについて

- 関係団体及び大型車ディーラーの協力のもと、「彦根トラックステーション」、「大阪トラックステーション」、「針トラックステーション」において、大型車（中型車含む）のトラックを対象にホイール・ナットの増し締め点検及び啓発活動を実施。

【実施結果】

実施場所(実施日)	点検台数	緩みが見つかった台数
(滋賀)彦根トラックステーション (12/16)	9台	1台
大阪トラックステーション (1/24)	26台	13台
(奈良)針トラックステーション (1/20)	18台	8台

※ 緩みが見つかった車両は適切なトルク値で増し締めを実施



資料3-7

「事業用自動車総合安全プラン2025」の取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部保安・環境課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

令和6年版近畿の事業用自動車等の交通事故の概況

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車技術安全部保安・環境課
(担当) 山崎・後藤
(電話) 06-6949-6454

令和7年8月29日

令和6年版 近畿の事業用自動車等の交通事故の概況

自動車運送事業者の皆様へ
届出された死者数・負傷者数は前年に比べて減少。
転覆、火災、衝突、車内事故が増加。

自動車運送事業者は死亡事故など重大な事故を引き起こした場合、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づき国に報告する義務があります。

この度、近畿運輸局では、令和6年中に自動車運送事業者から報告された自動車事故報告書等をもとに事業用自動車等の交通事故の概況をとりまとめ、近畿運輸局のホームページに掲載しましたのでお知らせします。

今回報告された件数は798件で、うち車両故障を除く305件が死亡事故などの重大な事故で、前年の301件より4件増加しています。

また、事故の種類別では、衝突81件、死傷78件、健康起因29件、火災29件、車内27件、転覆19件等で、転覆、火災、衝突、車内が前年より増加しています。

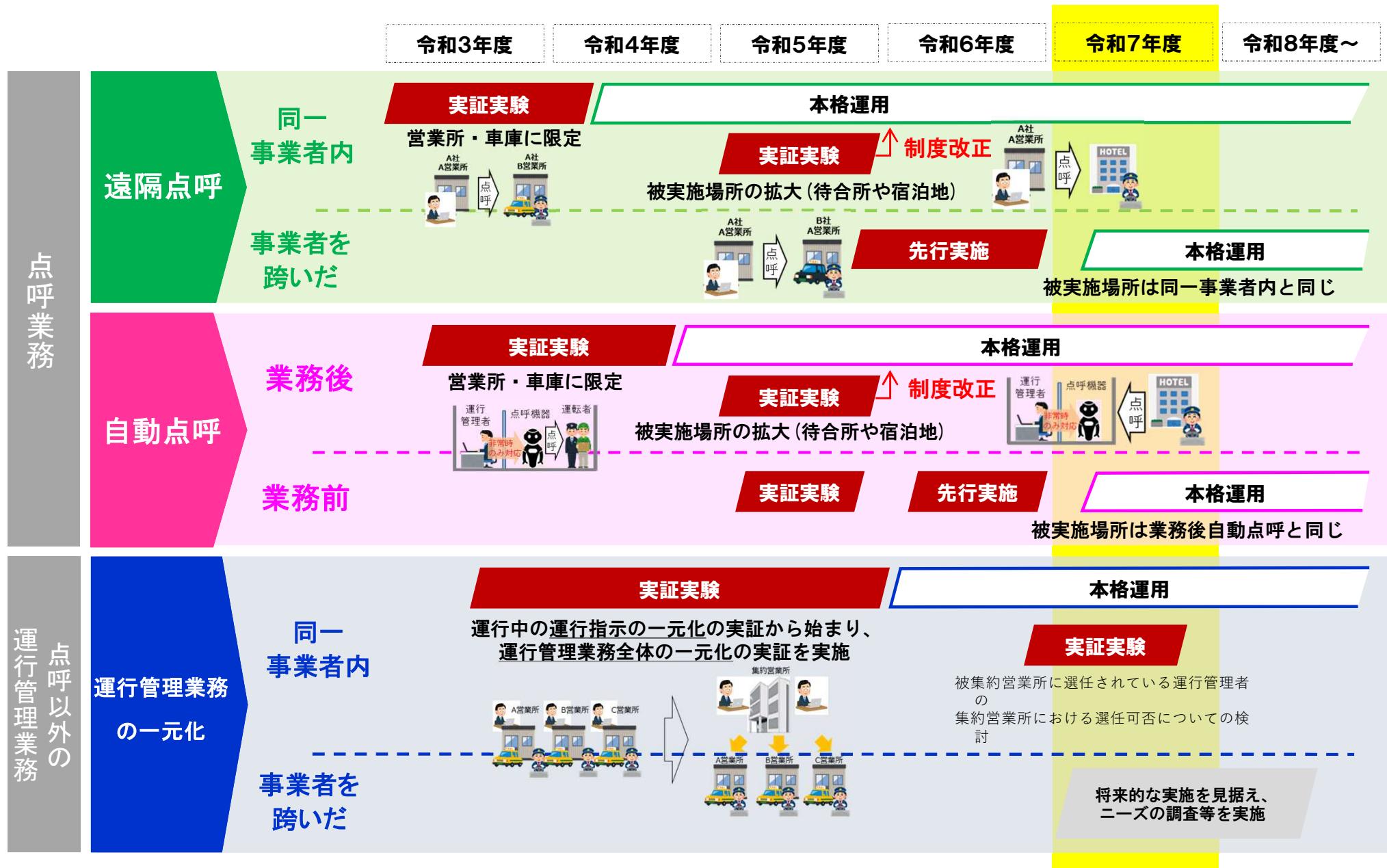
なお、その他の概況につきましては、下記のアドレスに掲載しておりますので今後の安全運転、事故防止の参考にしてください。

●近畿運輸局 HP <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/enzen/statistics.html>



配布先：陸運記者会

ICTの活用による運行管理業務の高度化のシナリオ



遠隔点呼の届出状況(近畿管内)

トラック(軽含む)	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	26	8	0	4	0	1	39
5年度	83	14	41	7	27	3	175
6年度	121	38	71	5	45	3	283
7年度 (R7.10末まで)	128	51	86	26	41	33	365

バス	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	4	1	0	0	0	2	7
5年度	16	1	3	1	0	5	26
6年度	30	4	10	4	0	7	55
7年度 (R7.10末まで)	8	1	3	1	2	1	16

タクシー	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	2	0	0	0	0	0	2
5年度	1	0	1	2	1	1	6
6年度	35	11	12	2	1	1	62
7年度 (R7.10末まで)	4	2	4	1	1	0	12

自動点呼の届出状況(近畿管内)

トラック(軽含む)	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	0	0	0	0	0	0	0
5年度	47	21	20	2	24	2	116
6年度	103	28	57	9	30	9	236
7年度 (R7.10末まで)	209	55	80	35	68	15	462

バス	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	0	0	0	0	0	0	0
5年度	10	0	10	2	0	2	24
6年度	45	5	21	4	0	1	76
7年度 (R7.10末まで)	22	4	5	0	0	5	36

タクシー	大阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	合計
4年度	0	0	0	0	0	0	0
5年度	1	0	4	1	0	0	6
6年度	18	0	11	1	0	1	31
7年度 (R7.10末まで)	13	1	4	1	0	2	21

遠隔点呼・自動点呼のパンフレット作成

国土交通省

遠隔点呼・自動点呼 解説パンフレット



点呼の確実性 UP 業務負担軽減

ICTを活用した点呼制度 ▶P1

遠隔点呼 ▶P2

要件を満たす機器・システムを用いて、運行管理者等と運転者等が離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施する制度。



両者がビデオ通話

自動点呼 ▶P7

国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施する制度。



事前の点呼予定入力

点呼機器を用いて立ち会いなしで点呼実施

事業用自動車運転者の健康管理に関する主な取組

従来からの法令上の義務

- 「乗務員等の健康状態の把握」「疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員等の運行の業務禁止」
⇒ 雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による点呼時の確認」
⇒ 業務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『健康管理マニュアル』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル』
(平成15年6月策定 平成19年6月、平成27年8月、**令和7年7月一部見直し**)
- 『脳血管疾患対策ガイドライン』（平成30年2月策定）
- 『心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン』（令和元年7月策定）
- 『自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル』（令和4年3月策定）
- 『自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル』（令和6年3月策定）



各種マニュアルへのリンク

スクリーニングモデル事業の実施

- 『自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『眼科検診普及に向けたモデル事業』の実施（令和3年度～）

令和7年度SAS対策マニュアル簡易版の作成について

- 国土交通省では「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～S A S 対策の必要性と活用～」（平成27年8月改定、以下「S A S マニュアル」。）を作成し、S A Sスクリーニング検査の普及を促進することで、早期発見・早期治療がなされるよう努めてきたところ
 - より多くの自動車運送事業者にS A Sについてご理解いただくため、ポイントを絞った簡易版S A Sマニュアルを作成
 - あわせて、S A Sマニュアルについて、時点の更新を行うとともに、記載内容の改善・追加や、S A Sに起因すると疑われる交通事故等事例の追加を実施

【主な変更点】

- ・「第1章 4. SASと疾病との関連性」について、日常生活等への影響についても記載を追加するとともに相関性についてイラストを追加 (P.3)
 - ・「参考1 B M IとS A Sスクリーニング結果の相関性」について、最新の情報に更新 (P.4)
 - ・SASに起因すると疑われる交通事故等事例を追加。また、「参考2」にS A Sが起因とされる事業用自動車の事故の報告についての通達改正に関する情報を追加 (P.5、巻末)
 - ・「参考3 自覚症状とS A Sの関連性」について、最新の情報に更新 (P.9)
 - ・「第2章 4. 専門医療機関のかかり方」について、CPAPの治療についての情報を追加するとともに、挿絵をよりわかりやすいものに変更 (P.11～P13)

SASと疾患との関連性について

SASは、高血圧、脳・心臓疾患に因る疾患です。
然るや、健康起因事故を発症します。またSASに影響を及ぼす疾患であるため、難聴や、歯痛等の合併症も発症しています。

SASの発症は 健康起因事故の主原因に

SASによりより多くの病状が発症します。頭痛や、
心力・記憶等に影響がでて、勤務意欲を下げる
日々生活上のパフォーマンス低下を引き起こします。

SASスクリーニング検査とは

SASスクリーニング検査はSASの早期発見を目的に、確定診断のための精検を
必要かどうかを判断するために行なう複数検査です。

- 医療機関に行けるまで(よろしく)
- 合計で医療機関を各受けられる
- 検査機器をつけてるだけの簡単検査

SASスクリーニング検査の進め方

- 運転者にはSASを正しく理解していただき、検査の必要性を伝えましょう。
- SASは適切な対応をすれば、運転業務が可能であることを周知しましょう。
- 検査を終めてからに緊急車両を作成して、ルールを守めておきましょう。

社内検査の作成についてにはマニュアルの「社内規定サンプル」を参考にしてください。

【検査対象者について】

基本的に運転者を対象としますが、下記のうち3つ以上の高いリスクの高い者を参考的の対象者とすることも考慮です。

- 事故が多い・ヒヤリハットが多い・、集中力が欠けている・、不規則勤務である・長距離走行がある・夜間勤務がある・肥満である・健診結果の異常見所が多い

【検査頻度について】

2~3年目に1回を目安ですが、経過観察の、や体体重が増した人は毎年受検することが推奨されます。

SASスクリーニング検査の結果が出たら

判定結果と説明 (例) IPOGスクリューフラットカードで実施しているパラスオシメタツ検査の結果)

Ⓐ判定	異常なし
Ⓑ判定	身体に異常のないレベルの疼痛指数(0の疼痛)
Ⓒ判定	身体に異常があるレベルの疼痛指数(0以上の疼痛)
Ⓓ判定	疼痛検査(+) (4点以上の痛み)

必ず医療機関を受診し、確診検断を受けましょう

① **来院診察**
事前に連絡、WEにて結果を示す。検査日は通常保険医、マイナ保険医、専門医による診察と併せて、スクリーニング検査結果を、既存の定期健診検診の結果、検査なども併せて検討します。

② **精密検査** 夜経呼吸ポリグラフ検査 PSG (polysomnography)

精密検査は1泊2日の検査で、脳波、心電図、パルスシグナル、体温センサー、気流センサー等で呼吸の状態を調べます。

- + 健康費用（3泊4日）で約200,000円 日替りが加算される検査費用もあります。
- + 日替りで高額な検査料金がかかる事あります。

③ **確定診断**
精密検査で思われるあたりの低呼吸と無呼吸の回数を算出する「睡眠呼吸障害指數（AHI）」が判明し、SASの重症度と治療方針が決まります。

SASの重症度分類

なし	軽度
5未満	正常範囲
5以上～15未満	軽症
15以上～30未満	中等症
30以上	重症

④ **治療**

SASの治療について

重複・中重症のほとんどは、**CPAP**（圧縮空気による呼吸装置）を用いた呼吸装置を用いて治療を受けた方が安全で効率的だと言われています。

中重症・軽症では、**肺臓医療によるマスクビーズ**等が成る。

美國国内治療の場合は、**口呼吸器、耳鼻咽喉科等**で手術の組合もあります。

治療のための呼吸装置や呼吸器等もあります。

治療のための呼吸装置や呼吸器等もあります。

SASと診断された運転者への対応

SASと判定され、CPAPの治療を行っている運転者に対しては、AHFのチェックCPAP治療を適切に行っているかどうかを定期的に確認してください。治療が適切に行われていれば運転者は問題ない。

また、CPAP治療が必要ない運転者の場合は、運転状況の確認が定期的に行われる運転者の運転を指導しましょう。

※運転者の治療状況について、「運転者属性の把握と運転者属性の把握」を参照してください。

＜専門的治療の相談＞

- ・運転者の治療の確認
 - CPAP装置の指示を分けることによる定期的な監視
 - 運転者の定期的な監視管理がなされているかの確認

＜専門的治療の相談＞

- ・運転者の治療の確認
 - CPAP装置の指示を分けることによる定期的な監視
 - 運転者の定期的な監視管理がなされているかの確認

運転者への健康・安全教育

周知・教育

健康管理の重要性 良質な睡眠確保の重要性

職業運転者にとって
安全運行への生命線

本資料は、「労働者健康衛生における各種労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～」の一部を抜粋したものです。詳しくはガイドラインの全文をご参考ください。

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

本資料は、「労働者健康衛生における各種労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～」の一部を抜粋したものです。詳しくはガイドラインの全文をご参考ください。

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

資料請求先：お問い合わせは労働者健康衛生学校規程対応マニュアル～SAS対応の必要性と活動～

国土交通省：白鳥委員会企画監修会員サイト

<http://www.mlit.go.jp/itouh/seirei/02maru/index.html>

国土交通省：白鳥委員会企画監修会員サイト

<http://www.mlit.go.jp/itouh/seirei/02maru/index.html>

第1回企画監修会：白鳥委員会企画監修会員サイト

<http://www.mlit.go.jp/itouh/seirei/01maru/index.html>

第1回企画監修会：白鳥委員会企画監修会員サイト

<http://www.mlit.go.jp/itouh/seirei/01maru/index.html>

SASの基本知識、スクリーニング検査等について記載

S A Sの疑いがある運転者への対応等について記載

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援について

○スクリーニング検査に対する補助制度を新設(令和7年度)

→ 主要疾患を未病段階で発見し治療に繋げることで、健康起因による事故防止を図る。

【補助対象】 中小のバス・タクシー・トラック事業者

【補助率】 実施費用の1/2

【対象検査】 SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害のスクリーニング検査



被害者保護
増進補助金

資料はこちら

よくある質問

お問い合わせ

新規登録

マイページログイン

令和7年度
被害者保護増進等
事業費補助金

概要はこちら

被害者保護
増進補助金

資料はこちら

よくある質問

お問い合わせ

新規登録

マイページログイン

ホーム > 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査、脳MRI検診、頸動脈超音波検査、視野障害検査等に要する経費

自動車運送事業の運転者が睡眠時無呼吸症候群(SAS)、脳血管疾患、心疾患、視野障害等の主要疾患を未病段階で発見し、治療に繋げ、これらの主要疾患に係るスクリーニング検査を受ける場合の費用支援を行う事業を実施することにより、健康起因による事故を防ぐことを目的とする

補助対象事業者

自動車運送事業者

– 詳細は公募要領をご確認ください –

交付申請受付期間

令和7年8月29日(金)10:00 ~ 令和8年1月30日(金)17:00

(先着順※) ※予算がなくなり次第終了

補助率

1/2

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援申請受付ページ

https://hogo-zoushin.jp/download1_kenko.html

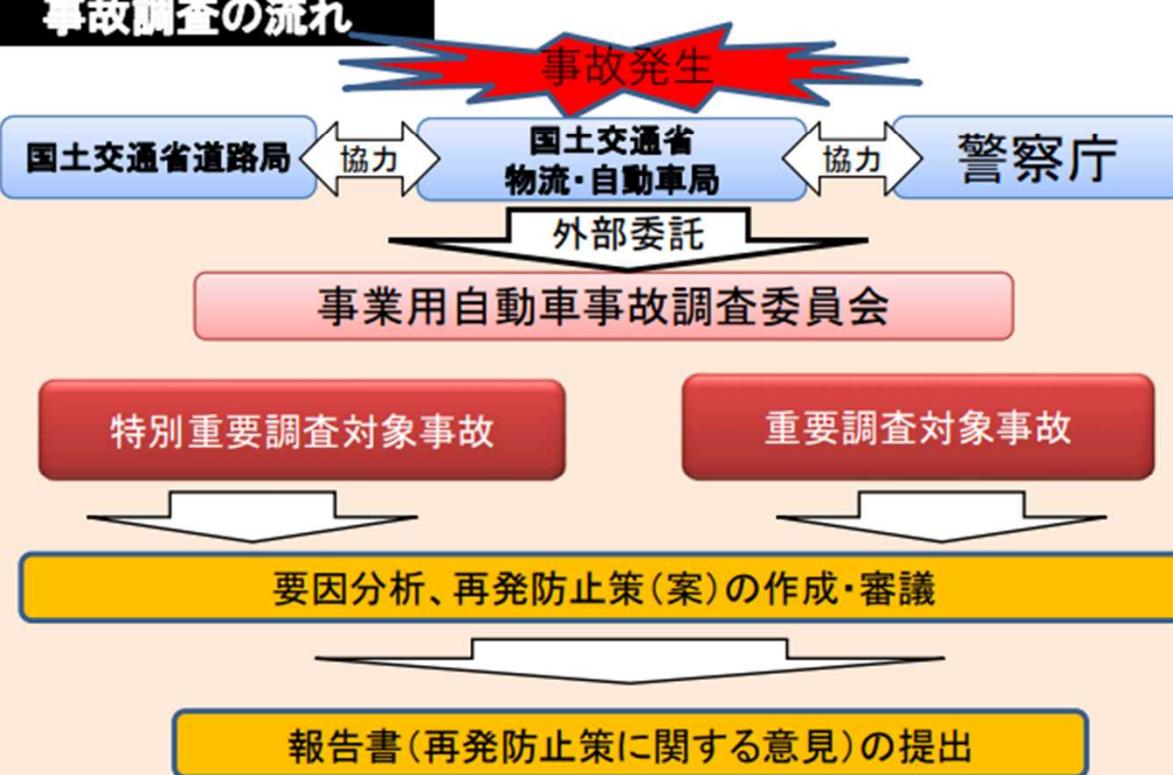


事業用自動車事故調査委員会

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。
- 平成26年6月、「交通事故総合分析センター」を事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている。

事故調査の流れ



事業用自動車事故調査委員会委員名簿

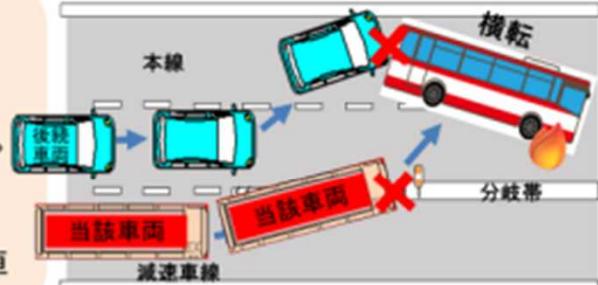
吉田 裕	関西大学社会安全学部 教授
今井 猛嘉	法政大学法科大学院 教授、弁護士
小田切 優子	東京医科大学 医学部医学科公衆衛生学分野 講師
久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 名誉教授、日本大学 客員教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長
廣瀬 敏也	芝浦工業大学工学部 教授
小川 和久	東北工業大学 総合教育センター 教授
余村 朋樹	公益財団法人大原記念労働科学研究所 主任研究員

事業用自動車事故調査委員会

大型乗合バスの横転事故（名古屋市北区）

【事故概要】

- 日時：令和4年8月22日 10時12分頃
- 概要：乗客7名を乗せた大型乗合バスが名古屋高速道路高速11号小牧線（下り）の豊山南料金所の減速車線を走行中、左方に斜走して分岐帯に衝突、本線内に進入し、横転・停止した。当該車両は衝突後直ぐに車両前部から出火した。後続の小型乗用車が炎上した当該車両の後部に衝突した。
- この事故により、当該運転者と乗客1名が死亡し、乗客1名が重傷を負い、乗客5名と小型乗用車の運転者が軽傷を負った。



【原因】

- 運転者（推定）
 - ・ SASのおそれを自覚しているにもかかわらず、事業者に相談したり、検査を受けることをしなかった。
 - ・ 意識レベルが低下したにもかかわらず、運行を継続した。
 - ・ 乗客にシートベルト着用を徹底させることが不十分であった。
- 事業者・運行管理者
 - ・ 適性診断（一般）で「SASのおそれが非常に高い」と指摘されていることを見逃し、スクリーニング検査や治療を受けさせることができなかった。
 - ・ 運行基準図において、現場の速度規制を超えるものが複数あり、速度規制を超える速度による運転が誘発された可能性があった。



【再発防止策】

- SASへの適切な対応
 - ・ 適性診断においてSASのおそれを指摘された運転者の把握に努め、SASのおそれについて指摘を受けた運転者に対しては、積極的にスクリーニング検査を受診させること。
- 適切な運行管理
 - ・ 始業点呼における運転者の健康状態及び睡眠状態の確認を徹底すること。
 - ・ 定期健康診断において、「要検査」等の所見が付された運転者に対する健康管理を徹底すること。
 - ・ 運行基準図の作成にあたっては、現場の最高速度規制を守ること。
 - ・ 乗客にシートベルトの着用を促すとともに着用確認を行うよう、運転者に指導すること。



SASのおそれを感じたら、まずはスクリーニング検査を!!



スクリーニング検査

※NPO法人 ヘルスケアネットワークのHPから引用

貨物軽自動車運送事業に対する安全対策

- 貨物軽自動車運送事業者における事故の増加を踏まえ、運送事業者、プラットフォーム運営事業者等が一堂に会する「貨物軽自動車運送事業適正化協議会」を令和5年1月に設置し、貨物軽自動車運送事業の輸送の安全確保に向けた意見交換を実施。
- 令和6年7月に第4回目の協議会を開催し、安全対策案を提示。

安全対策

1 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

- 営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任し、以下2つの講習受講を義務付ける。
 - ・貨物軽自動車安全管理者講習：貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
 - ・貨物軽自動車安全管理者定期講習：2年ごとに受講

2 業務記録の作成・保存の義務付け

- 業務の開始、終了及び休憩の日時等の業務の記録の作成及び1年間の保存を義務付ける。

3 事故記録の保存の義務付け

- 事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

4 国土交通大臣への事故報告の義務付け

- 死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

5 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

- 運転者として新たに雇い入れた者等特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診を義務付ける。

スケジュール

令和7年4月より、貨物軽自動車運送事業者に対する規制を開始 (既存事業者に対しては一部猶予期間あり)

整備管理者研修(選任後)オンライン研修の開催について



令和7年度 整備管理者研修(選任後)オンライン研修の開催について

2025年10月1日 更新

○オンライン研修受付期間:

令和7年10月1日(水曜日)10時00分～令和8年2月12日(木曜日)23時59分まで
※定員に達した時点で、受付終了となります。

○研修終了:令和8年2月15日(日曜日)23時59分まで

※研修終了時間までに試験まで全て受講を完了し、受講済証の受領までが必須となります。

○「オンライン研修サイト」(24h可能)※令和7年10月1日(水曜日) 10時00分開始

<https://r7-seibi-kannrishakenshu.jp>

- ・研修受付・受講の方法については、サイト内の「研修システムマニュアル」を参照ください。
(※顔認証のための、身分証の写真(免許証又はマイナンバーカード)のアップロードが必要です。)
- ・必要なオンライン環境については、サイト内の「オンライン環境マニュアル」を参照ください。

○システムの機能及び運用

- ・本人認証(顔認証により、受講者、受講態度等の確認が行われます)
※不適切な状況等が確認されると講義はストップ、再度顔認証のうえ受講再開となります。
- ・研修の流れは、所定の内容を全て受講一試験(10問)一アンケート(任意)一受講済証の交付となります。(受講済証の発行を受けて研修終了となります。必ず発行まで行ってください。)
- ・研修動画は、7配信(チャプター)にわかつており、チャプター1から順に受講して頂き、各チャプターにおける途中退出は認められません。(各チャプター途中に退出した場合は当該チャプターの最初から視聴することとなります。)
- ・研修資料(テキスト)及び受講済証は、システムよりダウンロードお願いします。

各種マニュアルで解決できないトラブルについては下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

○お問い合わせ先

【研修会運営事務局】

株式会社アカンパニーテクノロジーズ(国土交通省委託先)

令和7年度整備管理者選任後研修(オンライン)お問い合わせ窓口

TEL:050-1726-8071 Mail: kato@e-webinar.net

研修内容に関するお問い合わせは以下のフォームからお問い合わせください。

<https://forms.cloud.Microsoft/r/xKAs4qKb2T>

公示